

【市町村民税所得割合算額の確認方法】

※海南市で住民税が課税されている場合の通知書です。市町村により通知書の様式は異なる場合があります。

市民税・県民税 税額決定通知書

和歌山県海南市



あなたの税額を本書のとおり決定しましたので、
地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の
5の規定によって通知します。

| | | | |
|-------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 金融機関名 | | | |
| 種別 | 口座番号 | 振替方法 | |
| 通知書番号 | | | |
| 年 税 額 | 給与から差し引かれる税額 (給与特別徴収税額) | 公的年金から差し引かれる税額 (年金特別徴収税額) | 納付書により納めていただく 税額(普通徴収税額) |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

この納税通知書は大切に保管してください。

市民税・県民税 課税明細書

| | | | | | |
|----------|----------|--|-------|-----|-----|
| 総合課税所得金額 | 営業等 | 雑損 | 通知書番号 | 市民税 | 県民税 |
| | 農業 | 医療費 | | | |
| | 不動産 | 社会保険料 小規模企業共済 | | | |
| | 配当 | 生命保険料 | | | |
| | (収入) | 退職所得控除 遺族所得控除 障害者所得控除 配属者・配偶者特別 | | | |
| | 所得 | 扶養控除 | | | |
| | (収入) | 合計 | | | |
| | 所得 | 課税標準額 | | | |
| | その他雑 | 所得・山林・退職 分離短期譲渡 分離長期譲渡 | | | |
| | 総合課税所得金額 | 課税標準額 | | | |
| 所得金額 | 均等割 | 年 税 額 | | | |
| 所得金額 | 均等割 | 減 免 額 | | | |
| 所得金額 | 均等割 | 過 年 度 課 税 額 | | | |
| 所得金額 | 均等割 | 給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 | | | |
| 所得金額 | 均等割 | 不在者から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 | | | |

適用されない税額控除

●お子さまの父母の市民税所得割額を合算してください。

(ひとり親世帯の場合は、いずれか一方、父母以外が保護者の場合は、その保護者の所得割額で判断します。)

住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除などの税額控除(市民税分)は適用されませんので、所得割額に加算してください。

【適用されない税額控除】

住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額控除

《注意》

- ・この通知書で確認できるのは、普通徴収(納付書または口座振替による納付)分のみです。
- ・修正申告等により所得が増減した場合、所得割額が変更されることがあります。